

郵政民営化法の規定に基づく 新規業務の認可申請に係る審査について

平成30年12月
総務省郵政行政部

認可申請の概要

平成30年10月16日付、かんぽ生命保険から認可申請のあった業務

① 引受基準緩和型商品の創設

(引受基準緩和型終身保険、引受基準緩和型特別終身保険、引受基準緩和型普通養老保険、引受基準緩和型総合医療特約)

- ・健康上の理由から従来商品にご加入いただけない方に対し、引受基準を緩和し、その商品特性に応じて保障内容を変更した商品を創設

② 先進医療特約の創設

- ・公的医療保険制度の給付対象外である「先進医療」に係る技術料と同額を保障する商品として、基本契約に付加される総合医療特約と合わせて付加できる特約を創設
- ・保険金額は、基本契約の保険金額にかかわらず、300万円に固定

郵政民営化法第138条第4項に基づく審査事項

審査事項

1. 他の生命保険会社との適正な競争関係を阻害するおそれがないこと
2. 利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないこと

考慮事項

1. 日本郵政株式会社が保有する議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情
2. 経営状況

各審査事項の論点例

1. 他の生命保険会社との適正な競争関係を阻害するおそれがないこと

論点例
(1) かんぽ生命保険の株式処分に係る状況
(2) 不当な内部相互補助により役務を有利な条件で提供するおそれがないか
(3) 郵便局ネットワークの利用及びその方法について、競争上の地位を不当に有利にする要因がないか
(4) その他適正な競争関係を阻害するおそれがないか

2. 利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないこと

論点例
(1) 収支について、合理的な見込みがあるか、その上で経営の健全性を確保した収支見込みとなっているか
(2) 利用者へ適切な役務提供可能な態勢が確保されているか
(3) ユニバーサルサービスをはじめとする郵便局におけるサービス提供の確保が阻害されるおそれはないか
(4) 郵政事業の公益性及び地域性の十分な発揮が阻害されないか
(5) その他利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないか

【参考】郵政民営化法(抜粋)

○郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)

(業務の制限)

第百三十八条 郵便保険会社は、保険の種類(保険金の支払の事由が複数あるときの当該保険金の支払の事由の組合せその他政令で定める保険の種類の詳細を含む。以下この項において同じ。)のうち政令で定めるもの以外の保険の種類の保険の引受けを行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。ただし、機構を相手方とする保険業法第三条第四項第三号に掲げる保険の引受けについては、この限りでない。

2、3 (略)

4 内閣総理大臣及び総務大臣は、前三項の認可の申請があった場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。

一 日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情

二 郵便保険会社の経営状況

5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項から第三項までの認可の申請があったときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。